

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第3区分

【発行日】平成26年9月25日(2014.9.25)

【公表番号】特表2013-544658(P2013-544658A)

【公表日】平成25年12月19日(2013.12.19)

【年通号数】公開・登録公報2013-068

【出願番号】特願2013-533879(P2013-533879)

【国際特許分類】

B 2 4 D 3/00 (2006.01)

C 0 9 K 3/14 (2006.01)

【F I】

B 2 4 D 3/00 3 1 0 Z

B 2 4 D 3/00 3 2 0 A

B 2 4 D 3/00 3 2 0 B

C 0 9 K 3/14 5 5 0 D

C 0 9 K 3/14 5 5 0 E

C 0 9 K 3/14 5 5 0 F

C 0 9 K 3/14 5 5 0 G

【手続補正書】

【提出日】平成26年8月7日(2014.8.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

(a) 表裏となる第1の表面と第2の表面とを有する可撓性裏張りと、

(b) 前記可撓性裏張りの前記第1の表面に配置される複数の研磨粒子を含む研磨層と、

(c) 耐荷重性粒子と接着母材とを含み、前記可撓性裏張りの前記第2の表面に配置される接着層と、を含み、

前記耐荷重性粒子の少なくとも一部分は、前記接着母材に実質的に包まれ、可撓性裏張りの前記第2の表面と接触する、研磨物品。

【請求項2】

前記耐荷重性粒子を含む前記接着層に取り付けられる剛性支持体を更に含む、請求項1に記載の研磨物品。

【請求項3】

前記耐荷重性粒子の少なくとも一部分は、前記剛性支持体と接触する、請求項2に記載の研磨物品。

【請求項4】

前記耐荷重性粒子は、

(i) 錫、銅、インジウム、亜鉛、ビスマス、鉛、アンチモン、銀、及びこれらの組み合わせからなる群から選択される金属又はその合金、

(ii) ポリウレタン、ポリメチルメタクリレート、およびこれらの組み合わせからなる群から選択されるポリマー、

(iii) 金属酸化物、ランタニド酸化物からなる群から選択されるセラミック材料、

(iv) コアシェルタイプの粒子、

からなる群から選択される、請求項 1 に記載の研磨物品。

【請求項 5】

前記耐荷重性粒子は、前記接着層の厚さと実質的に等しい平均直径を有する、請求項 1に記載の研磨物品。